

## 沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例

沖縄県文教地区建築条例（昭和47年沖縄県条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条中「那覇市」の次に「、沖縄市」を加える。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の第3条の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては沖縄市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、沖縄市の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては沖縄市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、沖縄市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

条例に基づく文教地区内の建築制限等に係る許可に関する知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が整った沖縄市が処理することとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。